

件名	中央分離帯及び歩道との境界の除草について
受付日	令和5年1月19日
ご意見・ご提案の概要	<p>県道岐阜関ヶ原線について、本巢市内に入ると中央分離帯と歩道と車道の境界の植栽帯の除草がなされていない。</p> <p>現在、雨の降らない日も多く空気が乾燥しているため、たばこの吸い殻などをポイ捨てされると簡単に枯れ草が燃え、火災の原因になることが考えられる。</p> <p>早急に枯れ草を除草してほしい。</p>
県の考え方	<p>現地を確認し、中央分離帯や路肩の雑草が著しく繁茂している箇所について除草を実施しました。</p>
担当課	県土整備部 道路維持課